厚生労働省
島根労働局

Press Release

島根労働局発表
令和７年２月17日

担当
雇用環境・均等室
室長　鈴木　圭
雇用環境改善・均等推進指導官
宮﨑聖児
TEL　0852－31－1161

女性活躍推進法に基づく『えるぼし』企業を認定！
卸売業、小売業で島根県内初の認定！！
島根県内13社目のえるぼし認定となります。

厚生労働省では、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主を、女性活躍推進法に基づく『えるぼし』企業として認定しています。

今般、**山陰ヤクルト販売株式会社**を**『えるぼし認定３つ星（３段階目）』**として認定しました。

島根労働局（局長　岩見浩史（いわみひろふみ））では、以下のとおり「認定通知書」の交付式を行います。

《えるぼし認定企業概要》

山陰ヤクルト販売株式会社

所 在 地：出雲市斐川町荘原3946
代 表 者：代表取締役　山本　祥二
業　　種：卸売業、小売業
労働者数：125人（女性82人）

認定マーク「えるぼし」※
（３つ星）

《認定通知書交付式》

１　日　　時　令和７年２月21日（金）10時～
２　会　　場　島根労働局　専用大会議室
（松江市向島町134番10　松江地方合同庁舎５階）

島根労働局長より山陰ヤクルト販売株式会社へ認定通知書の交付を行います。

※認定マークについて
「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）、Laudable（賞賛に値する）など様々な意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。
愛称「えるぼし」には、企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」が込められています。

資料１　認定基準に関する実績
資料２　女性活躍推進法に基づく認定制度の概要
資料３　女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

資料１

認定基準に関する実績

１　認定企業

山陰ヤクルト販売株式会社
所　在　地：出雲市斐川町荘原 3946
業　　種：卸売業、小売業
認　定　日：令和７年２月５日
認定の段階：３段階目（５つの基準をすべてクリア）

２　えるぼし認定に係る実績（直近の事業年度：令和５年４月１日～令和６年３月 31 日）

認定の主な基準	実績
【評価項目１：採用】 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること ①　正職員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（**平均値が４割を超える場合は４割**）以上であること ②　正職員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が４割を超える場合は４割）以上であること	＜達成＞ ①　50.7%　≧　33.2% ②正社員に雇用管理区分の設定なし
【評価項目２：継続雇用】 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること ①「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ７割以上であること ※**期間の定めのない**労働契約を締結している労働者に限る ②「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ８割以上であること ※新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であって、**期間の定めのない**労働契約を締結している労働者に限る	＜達成＞ ①　に該当。 ・雇用管理区分（女性/男性） 正社員　9.52/9.42＝1.01
【評価項目３：労働時間等の働き方】 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること	＜達成＞ 全ての月で 45 時間未満
【評価項目４：管理職比率】 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること	＜達成＞ 40.0%　≧　7.3%
【評価項目５：多様なキャリアコース】 直近の３事業年度のうち、常時雇用する労働者数が 300 人以下の事業主は１項目以上の実績を有すること。 A　女性の非正社員から正社員への転換 B　女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C　過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D　おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用	＜達成＞ 以下のとおり１項目以上の実績がある。 D　９人

資料２

女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

◆　厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、**女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である**等の一定の要件を満たした事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。
　また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、**一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である**等の一定の要件を満たした場合にプラチナえるぼし認定を受けることができます。

◆　認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める**認定マーク「えるぼし」又は「プラチナえるぼし」**を商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、認定を受けた企業であることをＰＲすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージ向上等につながることが期待できます。
　また、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点を受けることができ、有利になる場合があります。

認 定 の 段 階

プラチナえるぼし	●策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。（※） ●プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の５つの基準の全てを満たしていること。（※） ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、８項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。（※） ※ 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要。
えるぼし（３段階目）	●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」５つの項目の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
えるぼし（２段階目）	●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」５つの項目のうち３つ又は４つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし（１段階目）	●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」５つの項目のうち１つ又は２つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、２年以上連続してその実績が改善していること。

■えるぼし認定については厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html

資料３

女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

１　女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況（中国地方及び全国）

	認定企業数	認定段階			プラチナ認定企業数
		１段階目	２段階目	３段階目	
島根県	**１２**	**0**	**4**	**8**	**1**
鳥取県	１１	0	5	6	1
岡山県	３７	0	１４	２３	0
広島県	２７	0	１３	１４	0
山口県	２１	0	１５	6	0
全　国	３，３０７	１８	１，０４６	２，２４３	７２

（令和７年１月末日現在）

２　島根労働局管内認定企業　13 社（令和７年２月 17 日時点）

出雲市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
（福）壽光会	医療・福祉	★★★	H30.9
（福）あすなろ会	医療・福祉	★★	R4.10
（株）シーエスエー	情報通信業	★★★	R5.3
（株）いずもえん	医療・福祉	★★★	R6.10
山陰ヤクルト販売（株）[New]	卸売業、小売業	★★★	R7.2

松江市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
（株）山陰合同銀行	金融業	★★	H28.12
（福）島根県社会福祉事業団	医療・福祉	★★	H30.12
（株）共立エンジニヤ	学術研究、専門・技術サービス業	★★	R5.1
（福）松江福祉公社	医療・福祉	★★★	R6.11

松江市（プラチナえるぼし）

認定企業名	業種	認定年
（株）山陰合同銀行	金融業	R6.8

江津市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
若女食品（株）	製造業	★★★	R6.7

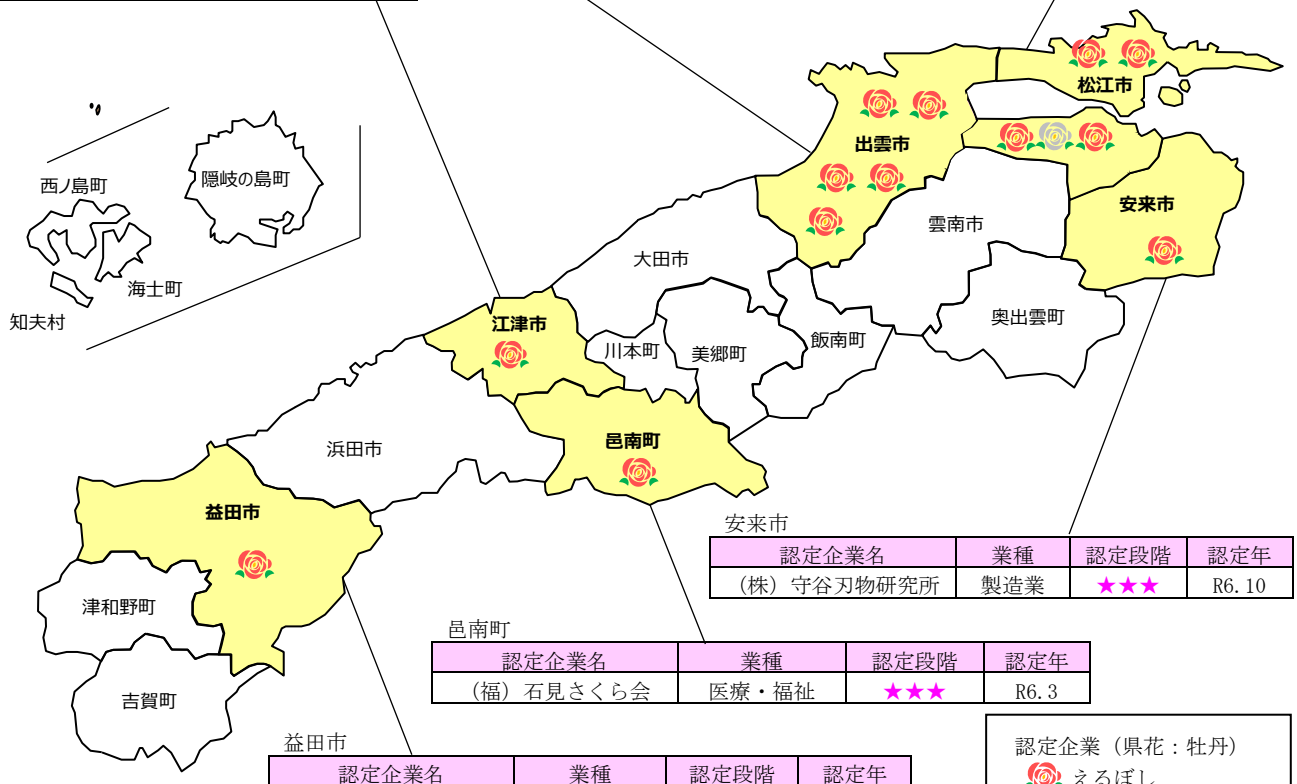

安来市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
（株）守谷刃物研究所	製造業	★★★	R6.10

邑南町

認定企業名	業種	認定段階	認定年
（福）石見さくら会	医療・福祉	★★★	R6.3

益田市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
（公社）益田市医師会	医療・福祉	★★★	H28.11

認定企業（県花：牡丹）
えるぼし
プラチナえるぼし

■島根県内のえるぼし認定企業の詳細はこちら➡